

旅行取引条件説明書面（共通事項）

手配旅行契約・旅行相談契約 / 2026年8月27日揭示

旅行者	株式会社マキノハラボ
登録番号	静岡県知事登録旅行業 第3-735号
営業所	株式会社マキノハラボ / 静岡県牧之原市片浜1216番地1
管理者	国内旅行業務取扱管理者 浅野 拳史
連絡先	080-7890-0388 / work@makilabo.jp

この書面について

本書は、当社が取り扱う手配旅行契約および旅行相談契約の共通事項を、申込前に確認いただくための書面です。問い合わせフォームの送信だけでは旅行契約は成立しません。旅行の目的地、日程、旅行サービス、代金、支払期日、変更・取消条件などは、依頼内容の確認後に交付する個別の取引条件説明書面、見積書および申込書に記載します。

1. 取り扱う契約

- 手配旅行契約: お客様の依頼により、運送・宿泊機関等の旅行サービスを受けられるよう、代理・媒介・取次等による手配を引き受ける契約です。
- 旅行相談契約: 旅行計画の助言・作成、旅行費用の見積り、旅行地や運送・宿泊機関等の情報提供などを有料で行う契約です。

2. 個別書面でお知らせする事項

- 目的地、出発日、日程、集合・解散場所
- 運送、宿泊、食事、体験等の旅行サービスの内容
- 旅行代金、取扱料金、代金に含まれない費用、支払方法と支払期日
- 申込方法、契約成立時期、変更・解除・取消に関する条件
- 当社の責任・免責、必要な安全・衛生情報、参加資格や特別な配慮
- 全国通訳案内士または地域通訳案内士の同行の有無

3. 申込みと契約成立

当社は、ご依頼内容を確認し、個別の取引条件説明書面、見積書、旅行業約款および申込方法を案内します。お客様が内容を確認したうえで所定の申込みを行い、当社が契約締結を承諾し、申込金を定めた場合はその申込金を受領した時に契約が成立します。申込金を受けずに契約を成立させる特約を設ける場合は、その成立時期を個別書面に明記します。

4. 旅行代金・取扱料金・相談料金

旅行代金には、運送・宿泊機関等へ支払う費用と、当社所定の旅行業務取扱料金が含まれます。旅行相談契約では、旅行計画の相談・作成、見積り、情報提供等について当社所定の相談料金が発生します。料金は、当サイトの旅行業務取扱料

金表および個別見積書で確認してください。

5. 変更・取消

お客様の希望により旅行内容を変更または取り消す場合、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の費用に加え、当社の旅行業務取扱料金表に定める変更手数料金または取消手数料金を申し受けます。すでに提供を受けた旅行サービスや、取消し後も払い戻しを受けられない費用はお客様の負担となります。個別の条件は申込前に書面で案内します。

6. 手配旅行における当社の業務

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配を行ったときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。満員、休業、条件不適合等により旅行サービスを手配できなかった場合でも、当社が約款に基づく義務を果たしたときは、所定の取扱料金を申し受けることがあります。手配の全部または一部を、他の旅行者その他の補助者に代行させることがあります。

7. 当社の責任

当社が契約の履行にあたり故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、旅行業約款に定める範囲でその損害を賠償します。運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスそのものについては、各提供機関との契約条件が適用されます。詳細は標準旅行業約款と個別書面を確認してください。

8. 電磁的方法による書面交付

お客様の承諾を得た場合、取引条件説明書面、契約書面、確定書面等をメールやPDF等の電磁的方法で交付します。電磁的方法での交付を希望しない場合は、契約申込前に当社へ申し出てください。紙面での交付方法を案内します。

9. 個人情報

旅行手配に必要な氏名、連絡先、参加者情報、健康・食事・配慮事項等は、旅行サービスの手配、連絡、安全確保および契約管理のために利用します。取り扱いの詳細は当社の個人情報の取り扱いを確認してください。

10. 旅行業務取扱管理者への質問

旅行契約に関する説明に不明な点がある場合は、国内旅行業務取扱管理者 浅野拳史までお問い合わせください。お客様から依頼があった場合、旅行業務取扱管理者が最終的な説明を行います。

適用約款: 国土交通省告示の標準旅行業約款（令和8年3月9日改正、令和8年4月1日適用）。本書と個別書面に相違がある場合は、法令、旅行業約款および個別に交付した契約書面の定めに従います。